

発議案第6号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1
項の規定により提出します。

令和2年3月10日

八千代市議会議長 木下映実 様

提出者	八千代市議会議員	植田進
賛成者	八千代市議会議員	堀口明子
	同	伊原忠
	同	飯川英樹
	同	三田登

提案理由

国に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める
意見書

加齢性難聴は、日常生活でのコミュニケーションなどに困難を来し、生活の質を落とす大きな原因となっている。会話による脳への情報減少をもたらし、脳の機能を低下させ、鬱や認知症につながるとの指摘もあり、高齢化が進む中での早期の対応は、高齢者が健康に過ごす上で極めて重要とされている。

しかし、日本における補聴器の価格は、片耳当たりおおむね3万円から20万円まで、両耳では40万円から50万円までと高額であり、医療保険の適用もないことから、所得の低い高齢者の多くは購入できずにいる現状がある。

欧米では、補聴器の医療的効果を重要視した公的補助制度があり、補聴器の使用率は30%から50%とされているが、公的補助制度のない日本では、わずか約14%である。

「人生100年時代」と言われる長寿社会で、高齢者が心身ともに健康に過ごすことができ、認知症を予防し、健康寿命を延ばして、医療費の抑制にもつながる補聴器の普及推進をするために、公的補助制度はどうしても必要である。

よって、本市議会は国に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
財務大臣様
総務大臣様
厚生労働大臣様